

平成30年9月吉日

事業者向けインターネットバンキングをご利用のお客さまへ

日新信用金庫

ご 通 知

拝啓 平素は日新信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、お客さまより総合振込、給与・賞与振込のファイル伝送時にFAXでご通知いただいている「事業者向けIB送信済通知書」について、お客さまの手続きの簡素化を目的として廃止いたします。廃止するにあたり「データ伝送による総合振込事務取扱いに関する協定書」及び「データ伝送による給与振込事務取扱いに関する協定書」の条文を下記2.の通り一部変更するのでご通知いたします。

今後ともより一層のサービス向上を心がけてまいりますので、お客さまには何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 協定書の変更日

平成30年10月1日(月)

2. 変更点

現行枠下線部分「…とともに、合計件数・金額を通知する」の条文を変更します。実務においては、「事業者向けIB送信済通知書」の取扱いを廃止いたします。よって、**平成30年10月1日(月)データ送信分より、取引店あてFAX送信通知は不要となります。**

(1)「データ伝送による総合振込事務取扱いに関する協定書」

変更後	現行
<p>第2条(振込依頼)</p> <p>甲は本協定にもとづく事務取扱いを乙に委託するにあたり、乙が受取人に對し振込を行うに必要とする内容を含んだ総合振込明細を振込指定日の1営業日前15時までに伝送する。<u>なお、このデータ伝送がファームバンキングサービスによる場合は、合計件数・金額を通知する。</u></p>	<p>第2条(振込依頼)</p> <p>甲は本協定にもとづく事務取扱いを乙に委託するにあたり、乙が受取人に對し振込を行うに必要とする内容を含んだ総合振込明細を振込指定日の1営業日前15時までに伝送する<u>とともに、合計件数・金額を通知する。</u></p>

(2)「データ伝送による給与振込事務取扱いに関する協定書」

変更後	現行
<p>第2条(振込依頼)</p> <p>甲は本協定にもとづく事務取扱いを乙に委託するにあたり、乙が受給者に對し振込を行うに必要とする内容を含んだ給与振込明細を振込指定日の3営業日前15時までに伝送する。<u>なお、このデータ伝送がファームバンキングサービスによる場合は、合計件数・金額を通知する。</u></p>	<p>第2条(振込依頼)</p> <p>甲は本協定にもとづく事務取扱いを乙に委託するにあたり、乙が受給者に對し振込を行うに必要とする内容を含んだ給与振込明細を振込指定日の3営業日前15時までに伝送する<u>とともに、合計件数・金額を通知する。</u></p>

3. ご注意いただきたい点

協定書の変更日以降、「事業者向けIB送信済通知書」の取扱いを廃止するため、次の点についてご注意いただきますようお願い申し上げます。

- (1) お客様が当金庫あてに送信したデータ内容について、当金庫においてエラーデータ以外の点検はいたしません。お振込の内容・金額等につきましては送信前に十分にご確認をお願いします。
- (2) お客様のデータ送信操作が未終了で当庫宛のデータが未送信の場合、当金庫では確認ができませんのでご留意ください。

4. ご参考までに

ご変更については、各協定書の次の文言により実施しております。

「協定書の各条項は、システム変更等その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示又は通知その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとする。」

以上

<お問合せ先>

本件につきまして不明な点がございましたら、お取引店までお問合せ願います。

受付時間：平日午前9時から午後5時まで

